

障がいのある人が地域で より良く暮らすために

～ 相談支援体制整備のその先へ ～

全国手をつなぐ育成会連合会 政策センター委員・「手をつなぐ」編集委員
(社)日本発達障害連盟 J Lニュース編集長

又村 あおい

今日お話すること

- 1 サービス等利用計画が概ね一段落して・・・安心していませんか？
- 2 地域の（自立支援）協議会、活用されていますか？
- 3 障がいのある人の生活課題を「障害福祉」だけで解決しようとしていませんか？

サービス等利用計画が
概ね一段落して・・・
安心していませんか？

相談支援・現在の状況は

1. サービス等利用計画の全員作成は一段落している・・はず（まだの場合はそちらが優先）
2. 全員作成の効果で相談支援の認知度は大きく向上
3. では、相談支援に対する「信頼度」はどうだろうか？
4. あわせて、相談支援の「将来性」はどうだろうか？

サービス等利用計画の必要性

- なぜ、サービス等利用計画は市町村の支給決定「前」に案を作成するのか

【ここに重要性がある】

- 支給決定にサービス等利用計画案を作成するということは、本人や家族との信頼関係を構築した上で、年齢に応じた現在の困り感や将来希望する暮らしぶりを一緒に考える、ということ（つまり、ライフプラン）

サービス等利用計画の必要性

- 総合支援法サービスの「利用予定表」を作成するのではない。インフォーマルな支援も含めたサービス「等」利用計画を作ることが大切

→ 要介護度（使えるサービス量）がハッキリしてからケアプランを作成する介護保険、市町村の支給決定前（使えるサービス量が不明な段階）からサービス等利用計画を作成する障がい児者支援

サービス等利用計画の必要性

- 本人や家族の現状課題や将来展望に応えた、福祉サービス以外の支援も含めたサービス「等」利用計画を作ることが大切

→ 家族介護を前提としてケアプランを立てる介護保険、最終的には家族介護は前提とせず、しかし家族の意向や家族支援をも盛り込んだサービス等利用計画を立てる障がい児者支援

サービス等利用計画の必要性

- 特に知的・発達障害のある人の地域生活支援を考えると、相談支援は命綱。意思決定支援を「形」にできるのはサービス等利用計画

障害のある人の意思決定を支援しつつ、本人を中心として現状の課題や将来展望を共有した上で、福祉サービスの組み合わせだけではない「ライフプラン」としてのサービス等利用計画を作ることができているか・・ **ライフプランと意思決定支援**

「これから」を考えるキーワード

モニタリングと計画の再作成

1. サービス等利用計画の全員作成は「質よりも量」を優先した取組み（その時点ではやむを得なかった）
2. 「自分の担当が分かった」「計画作成優先でちゃんと聞いてもらってない」という2つの事象が現れている
3. モニタリングでどうカバーするか

「これから」を考えるキーワード

モニタリングと計画の再作成

4. モニタリングの頻度については、3月の全国課長会議でも柔軟に設定するよう、市町村へ依頼
5. モニタリングの頻度を機械的に設定されていないかどうか、再確認
6. あわせて、計画作成時に積み残した課題を整理して計画の再作成につなげる

なぜ「全員作成」なのか？

1. 障がいのある人や家族にとっては、今の困りごとやこれからの暮らしを一緒に考えてくれるパートナー（とりわけ知的・発達障がいのある人）
2. 全員作成に向けて「とりあえず」作成したとしても、モニタリングを通じて「ライフプラン」にしていく
3. そのためにも大切にしたいのが「意思決定支援」

「これから」を考えるキーワード

意思決定支援

1. 障害者権利条約で考え方が示され、障害者基本法で初めて法定化された「意思決定支援」
2. 総合支援法においては相談支援事業所における責務として規定
3. とりわけ知的・発達障がいのある人の相談支援において必須アイテム

なぜ「全員作成」なのか？

1. 市区町村にとっては、障がいのある人の生活ニーズを定性・定量の両面から把握することができるツール
2. 「80点以上」の利用計画を評価しつつ、「80点以下」の利用計画から地域課題を抽出できるか
3. 抽出された課題を集約する機能としての基幹相談支援センター、課題の共有と解決の場としての自立支援協議会

地域の（自立支援）協議会、活用
されていますか？

地域の協議会、どうですか？

1. 協議会で話し合うべきテーマは多岐にわたり、山ほどある・・・はず
2. 近年の法制度に関することだけでも、虐待防止法、優先調達推進法、公職選挙法、差別解消法など
3. たとえば、障害者虐待の防止、発生時の対応だけになっていませんか？（多額の予算は不要、すぐ着手可能で一定の効果が期待できる取組みもある）

地域の協議会、どうですか？

4. 相談支援体制の整備でいえば、基幹相談支援センターの設置、モニタリング期間の設定、地域移行・地域定着相談の推進など
5. サービス等利用計画から見えてきた地域課題の解決という意味では、地域生活支援拠点も重要な議論テーマ
6. 他方で、いきなり重い神輿をかつぐのではなく、着手しやすいテーマ設定も

「これから」を考えるキーワード

地域生活支援拠点と地域定着相談

1. 国の示す地域定着相談の類型は3つあるが、いずれの場合も地域定着支援の活用を例示
2. 相談支援の充実なくして地域生活支援拠点もありえない（ハコだけあってもコーディネート機能がなければ）
3. 地域生活支援拠点の議論に参画を

基本的な考え方

1. 地域における居住支援のあり方は、**市町村協議会（または圏域協議会）**で議論することが前提
2. 地域の特性に応じて、**障がいのある人が地域で暮らすために必要な支援（サービス）**を抽出
3. 抽出された**支援（サービス）**の実施状況や、**居住支援を必要とする人の状況を踏まえて整備**の方向性を検討

支援拠点の三類型・その1

小さめ入所施設に機能併設タイプ

1. いわゆる「小規模入所施設」（最低定員30名）を整備し、拠点とするタイプ
2. 拠点には「安心生活支援事業」（安心コールセンター）や短期入所、重度対応の通所、看護・ヘルパーSTなどを併設
3. 施設整備補助の可能性あり。ただし、入所施設から地域移行は計画どおり進めるため、**県内全体で調整が不可欠**

支援拠点の三類型・その2

大きめグループホームに機能併設タイプ

1. 定員特例を活用したグループホーム（最大20名）を整備し、拠点とするタイプ
2. 拠点には「安心生活支援事業」（安心コールセンター）や短期入所、重度対応の通所、看護・ヘルパーSTなどを併設
3. グループホームは現在でも施設整備費補助あり。ただし、入所施設ではないものの大規模化への対応が不可欠

支援拠点の三類型・その3

既存事業所による機能分担タイプ

1. 建物としての「拠点」は置かず、既存の事業所の活用（機能強化）により対応するタイプ
2. 既存の短期入所事業所が定員を5名増やす、相談支援事業所が地域定着支援（緊急時駆けつけ支援）を行う・・・など
3. 既存事業所の機能強化を予定どおり図ることができるか（補助等は得られるか）

地域生活支援拠点における緊急対応機能の 相談・サービスの組み合わせ

委託相談（基幹相談センター）

安心生活支援事業（地活援事業）

特定相談・一般相談

or

委託相談（基幹相談センター）・安心生活支援事業（地活事業）

特定相談・一般相談

or

委託相談（基幹相談センター）・安心生活支援事業（地活事業）
特定相談・一般相談

高齢化・重度化に対応した濃厚な支援が必要な方のための一体的な運営を行う「多機能拠点整備型」

～一体運営（組み合わせ例）～

グループホーム

単独型短期入所

通所施設

or

地域での暮らしをサービスを選択しながら継続する「面的整備型」

グループホーム

自宅

通所施設

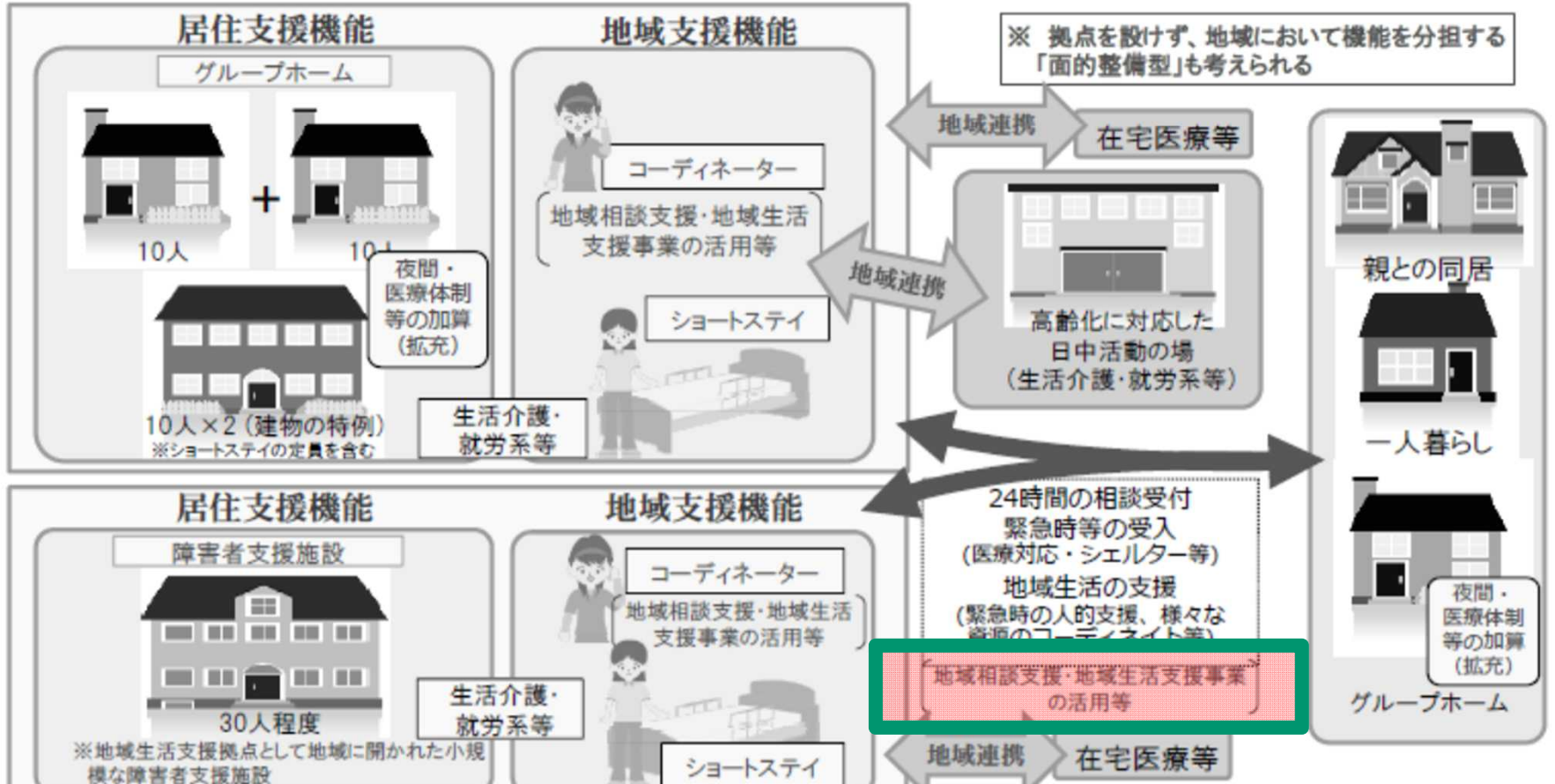
通所施設

単独型短期入所

単独型短期入所

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※ 拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も考えられる

※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネイトや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

障がいのある人の生活
課題を「障害福祉」
だけで解決しようと
していませんか？

「これから」を考えるキーワード

子ども・子育て支援新制度

1. 消費税で7000億円程度を含めて恒久財源を確保し、地域の子ども・子育て支援の質・量を拡充
2. これまでバラバラだった認定こども園と幼稚園、保育所の事業費等を共通の給付へ（施設型給付）
3. 小規模保育等への給付を新設（地域型保育給付）

「これから」を考えるキーワード

子ども・子育て支援新制度

4. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）
5. 実施主体は市町村（地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務となる）
6. 新制度関連のサービス基盤整備は「子ども・子育て支援事業計画」による

障がい児支援との関係性は

1. 児童発達支援、放課後等デイ、保育所等訪問支援は子ども・子育て支援新制度に入らず
2. 新制度における障がい児関連記述は意外と多い（保育の必要性認定優先度、認定こども園や保育所などへの障がい児加配、居宅訪問型保育における障害児施設のバックアップ、療育支援の補助者配置など）

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

・青字: 幼稚園と共通の項目

・赤字: 保育所と共通の項目

・黒字: 幼稚園及び保育所と共通の項目

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

従前水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

➤人件費

- ・園長
- ・保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
- ・調理員、学校職員
- ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

➤管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

➤事業費

- ・給食材料費、教材費等

加算額

➤主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
- ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
- ・チーム保育加配加算
- ・通園送迎、給食実施加算
- ・夜間保育加算
- ・入所児童処遇特別加算
- ・処遇改善等加算

➤主に管理費

<事業の実施状況に応じて加算>

- ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
- ・施設機能強化推進費

<所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

調整

➤常態的に土曜日閉所する場合

➤配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

➤人件費

□ 保育認定の2区分に応じた対応

- ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加

□ 研修の充実

- ・研修機会確保のための代替要員費を追加

□ 地域の子育て支援・療育支援

- ・主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
- ・子育て支援に係る事務経費

※認定こども園では実施義務

□ 事務負担への対応

- ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応するもの

➤主に人件費

□ 職員配置の改善

- ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)

□ 職員処遇の改善(+3%)

- ・処遇改善等加算を充実

□ 休日保育の充実

- ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)

□ 地域の子育て支援・療育支援

- ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配

➤主に管理費

□ 減価償却費、賃借料等への対応

□ 小学校との接続改善(保幼小連携)

□ 第三者評価の受審費用

55

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。